

# 令和4年第11回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年11月25日(金) 午前9時30分から
- (2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 12名

(欠 席)	6番 谷内 誠一	11番 山本 秀夫
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	(欠 席)
3番 河内 よし	(欠 席)	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	9番 石倉 稔	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

### (2) 欠席委員 3名

1番 島津 博道      8番 坂下 正幸      12番 森谷 正美

### (3) 出席農地利用最適化推進委員 3名

輪島5番 中谷 知晴      門前3番 澤田 茂      門前4番 森本 巖

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩      事務局員 岡本美由紀

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第37号 非農地証明願について
- (3) 議案第38号 輪島市農業委員会委員の辞任の同意について

## 7 報告事項

- (1) 報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第21号 農地法施行規則該当転用届について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 3 0

議長	<p>開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は12名であります。          農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第 11 回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>会期についてお諮りいたします。会期を本日 1 日といたしたいと思          います。これに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期を本日 1 日といたします。          議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号 10 番谷内 吉夫委員及び議席番号 14 番安 津久人委員の          両委員を指名いたします。</p> <p>議案の提案をいたします。市長より提出のあった【議案第 36 号】の          農地法第 3 条第 1 項の規定による申請について議題といたします。事          務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第 36 号所有権移転、申請番号 1 番～2 番を議案書をもとに朗          読】今回届出があった農地の合計は 20 筆、田 5,756 m<sup>2</sup>、畑 1,385 m<sup>2</sup>、          合計 7,141 m<sup>2</sup>です。農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許          可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。          【議案第 36 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご          ざいませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>

議 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 36 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に市長より提出のあった【議案第 37 号】の農地法の適用を受けない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 37 号非農地証明願について、申請番号 1 番を議案書をもとに朗読】登記地目は田、登記面積は 112 m <sup>2</sup> です。以上です。
議 長	それでは、申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 2 番笹川 稔委員よりご意見願います。
笹川委員	当該地は平成 5 年に転用許可済ですが 30 数年近く経過しております。その間、所有者の方が亡くなられて現在空き家となっております。ということで、今回隣接する当該地を一体として空き家登録するため、非農地証明が必要であり、今回の申請となっております。また、周辺住民に聞き取りしたところ何ら影響はないということでございます。以上です。
議 長	それでは質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	それでは採決を取ります。 【議案第 37 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 37 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第 38 号】の輪島市農業委員会委員の辞任の同意について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 38 号輪島市農業委員会委員の辞任の同意について、議案書

事務局	をもとに朗読】坂下 正幸委員より、一身上の都合により令和4年11月10日付けで辞任届が提出されたことに伴い、農業委員会等に関する法律第13条に基づき、農業委員会の同意を求めます。
議長	それでは質疑を許します。
石倉委員	今後どのような流れになりますか。
事務局	通常ならば3年に1度任期を終えたところで公募になりますが、それと同じ形式をとらないといけません。正式に辞任になった段階で広報等で1名の募集となりますので、早くても1月から2月にかけての公募となります。そこでうまく候補者が選定されれば、直近の3月議会で議会の承認を得て任命されるという形になります。
議長	よろしいですか。その他ございませんでしょうか。 それでは、採決を採りたいと思います。【議案第38号】について、辞任に同意される方の挙手をお願いします。
各委員	(挙手多数)
議長	挙手多数で、辞任に同意することに決定しました。 次に【報告第20号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。
事務局	【報告第20号相続による届出、1番～9番を議案書をもとに朗読】 今回届出があった農地の合計は140筆、面積は田26,568㎡、畑21,103.91㎡、合計で47,671.91㎡です。以上です。
議長	これより質疑を許します。
各委員	(意見、質問なし)
議長	それでは、【報告第20号】を終わります。 次に【報告第21号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けました

	<p>ので、事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>【報告第 21 号農地法施行規則該当転用届 1 番～13 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>申請番号 1 番から 13 番まで全て借り受け人が〇〇株式会社で、転用目的が携帯電話基地局です。合計の筆数が 13 筆です。登記面積は資料は田が 3,261 m<sup>2</sup>となっておりますが、誤りで、正しくは田 3,189 m<sup>2</sup>、畑 72 m<sup>2</sup>、合計 3,189 m<sup>2</sup>ですので訂正をお願いします。申し訳ありません。1 番から 12 番までは、2.25 m<sup>2</sup>に基地局を 1 本建てますが、13 番は衛星アンテナ付きの基地局のため 6 m<sup>2</sup>の使用となります。</p>
議長	<p>それでは、申請番号 1 番について地区担当委員門前 3 番澤田 茂委員よりご意見願います。</p>
澤田委員	<p>1 番について現地確認をしまして周りの農地に影響はないことを確認しましたのでご報告をします。以上です。</p>
議長	<p>次に、申請番号 2 番について地区担当委員門前 7 番山本 正が本日ご欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。</p>
事務局	<p>事務局よりご報告します。山本委員より他の耕作や道路使用にも問題はないとご報告をいただいております。以上です。</p>
議長	<p>次に、申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 1 番島津 博道委員が本日ご欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。</p>
事務局	<p>事務局よりご報告します。現在耕作はしておらず、周りの農地にも影響はないと思われれます。以上です。</p>
議長	<p>次に、申請番号 4 番について地区担当委員議席番号 11 番山本 秀夫委員よりご意見願います。</p>
山本委員	<p>以前にもこの農地を調査した記憶がありますが、他の農地に問題はないと思われれます。以上です。</p>

議 長	次に、申請番号 6 番について地区担当委員議席番号 6 番谷内 誠一委員よりご意見願います。
谷内委員	先日現地調査に行っていました。周りは輪島浦上線の県道沿いになります。周りは遊休農地で人家もまばらで少なく、携帯電話基地局を設置することに大きな問題はないと思われます。よろしくお願いたします。
議 長	大変失礼をいたしました。申請番号 5 番について地区担当委員門前 4 番森本 巖委員よりご意見願います。
森本委員	私の見てきたところは〇〇地内です。田んぼの中に電柱が建つということで見てきました。16 日から工事にかかって 17 日に柱が立ちました。〇〇さんという方の田んぼなのですが、耕作しておりません。草刈りだけです。お話を聞きましたら、他に農地を持っていないそうです。それなので、毎年草刈りだけになっているそうです。ちなみにこの柱は 15m のもので電波は 12 km 飛ぶそうです。作業班の方がいましたので、そう聞きました。以上です。
議 長	次に、申請番号 7 番について地区担当委員議席番号 5 番池端 共栄委員よりご意見願います。
池端委員	先日現地調査を行いました。29 ページの写真のとおり周辺の農地に影響はないと思われます。以上です。
議 長	次に、申請番号 8 番について地区担当委員輪島 6 番 東 一朗委員が本日ご欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。
事務局	事務局よりご報告します。東委員より、22 日に現地確認をしました、携帯電話基地局の設置は農地の端の位置に 2.25 m <sup>2</sup> の面積で設置されますので、周辺の影響はないと思われます、とご報告をいただいております。以上です。

議 長	次に、申請番号 9 番について地区担当委員議席番号 14 番安 津久人委員よりご意見願います。
安 委員	申請番号 9 番についてご説明します。先日現地確認をしましてまいりました。33 ページの写真になりますが、現在耕作はしておりません。基地局を設置しても周囲に影響はありませんので、よろしく願います。
議 長	次に、申請番号 10 番について私が地区担当委員でありますので意見を申し述べます。
田上会長	今週の 21 日の月曜日に現地の調査に行つてまいりました。持主の方は不在で、その隣の人に尋ねてきたのですが、現地を見てきますと 35 ページにもありますように国道から上がったすぐのところになりますが、周りに水田等ありませんので可能かと思つたので、ご報告させていただきます。
議 長	次に、申請番号 11 番について地区担当委員議席番号 15 番田中 喜義委員よりご意見願います。
田中委員	17 日に現地を確認しに行きました。地目は田になっていますけど、現況は畑で野菜を作っていました。周りに悪い影響を及ぼすような状況はないので、よろしいのではないかと思います。以上です。
議 長	次に、申請番号 12 番について地区担当委員輪島 5 番中谷 知晴委員よりご意見願います。
中谷委員	当該地を 22 日に見てきました。持主の方は不在だったので伺うことはできなかつたのですが、18 日に区長さんにお聞きしたところ、区の方にも話がきているので、特に問題はないと思つています。登記は田なんですけど道と河川の間の狭い土地で、39 ページにも写真がありますが、特に影響はないかと思います。よろしく願います。
議 長	次に、申請番号 13 番について地区担当委員議席番号 8 番坂下 正幸委

議 長	員が本日ご欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。
事 務 局	事務局よりご報告します。現在耕作はしておらず、周りの農地にも影響はないと思われます。以上です。
議 長	これより質疑を許します。
笹川委員	今日の日付をもって設置するのか、設置してあった場合はどうするのですか。
事 務 局	許可ではなく届出になりますので、本当は事前に届出していただければいいんですけど、私も現地を見に行くと先に建っていることはあります。申請の時には事前というお話はしていますが、許可制ではなく届出ということになります。
笹川委員	設置してあってもいいのか。その場合、農業委員の質疑は必要ないのではないか。
事 務 局	確かに笹川委員のおっしゃることは的を得ていることなんですけれど、我々も業者には事前に報告した後にやってくださいと指導しているのですが、確かにそのような事態が発生しているのは事実でございますので、業者の方にも再度徹底していただくように指導してまいりたいと思います。
議 長	許可制ではなく届出ということも分からないわけではないですが、その辺は明確にして、行政としてきちんとした対応をするようにしてほしいなと思います。 その他ございませんか。 それでは、【報告第21号】を終わります。 次に「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については河内よし委員より報告をお願いします。
河内委員	(河内委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)



議 長	以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。 これにて、第11回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。
-----	--

令和 4 年 11 月 25 日

以上、議事の大要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 田中知紀

輪島市農業委員会会長

田上正男

署 名 委 員 10 番

谷内志夫

署 名 委 員 14 番

安津久人